

日本学術会議哲学委員会シンポジウム

「今、なぜ「国家」が問われるのか」

宗教にとって国家とは何か

その歴史と展望

芦名 定道

(関西学院大学)

<議論の道筋>

- 一 はじめに（問題）
- 二 国教という制度をめぐって
- 三 国民国家とキリスト教
- 四 むすび——国家を問う

一 はじめに

1. 近現代のキリスト教思想

(神学+宗教学) からアプローチする。

近代世界 (近代国家) の成立とキリスト教をめぐる問題

2. 「国教」 (state religion) を焦点に議論を行う。

以下においては「国教」を中心として、宗教 (キリスト教) と国家との関係を歴史的に考察し、近代の国民国家の特質を明らかにした上で、現代の問題状況との関わりを論じる。

3. 議論の道筋：

国家と国教としての宗教との関係の歴史的展開から、国教をいくつかのタイプを分けるとともに、国教における国家と宗教との基本を確認する。問題は国民国家（制度としての政教分離）における宗教のあり方である。

近代の国民国家における宗教はもはや国教という位置づけを持たない方が通例（自由教会。日本も）であり、一見するとキリスト教と国家の関わりは大きく転換したかに見える。理論的にはそうではあるが、しかし近代以降のキリスト教はそれ以前の国家との関係を脱却できていないのが実情であり（日本も）、この点に国家との関わりにおけるキリスト教の課題と、国家について問い直す手がかりがある。

二 国教という制度をめぐる

3. 長い迫害期を経たローマ帝国による国教化（392年）。

313：ミラノ勅令

（コンスタンティヌス大帝、311：キリスト教寛容令）

325：ニケア公会議

375：ゲルマン移動開始（西ゴート族、ドナウ川の南へ移る）

381：コンスタンティノポリス公会議

392：国教に昇格（テオドシウス帝：379-395）

395：ローマ帝国東西分割

4. 皇帝教皇主義 (Cäsaropapismus)

皇帝が自らを天上のキリストの王権の地上における後継者として、司教の会議を主催し、教会を支配することの始まりであった。これが、キリスト教にとって国教という体制の原型である。

国教化（392年）後、ほどなくしてローマ帝国は東西分裂（395年）した。それに対応して、東方教会と西方教会で、ローマ帝国の国教化を継承したのは、東ローマ帝国（ユスティニアヌス皇帝以後のビザンチン帝国）と東方教会である。東方教会における国家との関係は**皇帝教皇主義**の影響を受けることになる。その影響は現代に及んでいる。

皇帝教皇主義の担い手（大帝）

コンスタンティヌス



カール



オットー



5. 西方教会

西方教会においては、東方教会とは別の歴史的展開がなされた（フランク王国のカロリング朝から神聖ローマ帝国の成立当初の時期においては、東方的な皇帝教皇主義が成立しかかった。カール大帝とオットー大帝）。

10世紀以降の**教皇革命**に基づく教皇の政治的地位の向上（封建革命と教皇革命を経て、十字軍へ。13世紀かけてのインノケンティウス3世の頃に絶頂期）に基づいており、その後、皇帝と教皇が楕円の二つの焦点のように拮抗する緊張関係が生じた。

ジャック・ル＝ゴフは、この**13世紀**こそが、**西欧的なヨーロッパ・モデル**の成立と解釈しているが、西欧近代における国家と教会の関係をめぐるイメージは、この13世紀頃に成立した皇帝と教皇の関係に一定程度依存している（絶対王政期のイングランドは、東ローマ・ビザンチン帝国を意識している）。しかしこれも、国教会というシステムの一形態と考えられねばならない。

「十三世紀は、西洋中世の最盛期とみなされている。・・・十三世紀は、それに先立つ数世紀のあいだに現実的になったキリスト教世界の個性と新たな力がはっきり確立された世紀であった、と言わなければならない。またこの時期には、長期持続の観点からヨーロッパ・モデルと呼ぶことのできるようなあるモデルが重要性をもつようになる。」

(ジャック・ル=ゴフ『ヨーロッパは中世に誕生したのか?』)

cf. 8世紀から10世紀の「流産したヨーロッパ」(カロリング朝)

西方教会・教皇たち

ウスバヌス2世

インノケンティウス3世



6. 国家：国教＝権力：権威、**権力と権威の相補性**

国教会システムは、教会が国家権力の保護の下で活動を行い、国家の政策（特に戦争政策）を正当化する権威として機能するものとまとめられる（＝権力と権威の相補性）。

- ・ 東方教会：皇帝が権力だけでなく、しばしば教会の上位の権威をも有する。
- ・ 13世紀の西方教会：皇帝と教皇が権力と権威を分担しつつ、対抗的・緊張的な結びつきを形作っていた。

三 国民国家とキリスト教

7. 以上の形が大きく転換されるのは、近代的な国民国家の成立とそこに信教の自由と政教分離システムが導入されたことによる。これによって、キリスト教会は国教会としての国家の正当化の役割・責任を、原理的には終えたのである（はずであった）。

8. 「**国教会から自由教会へ**」。しかし、現代に至るまで、教会には、国家や社会から戦争への賛否の表明という役割が求められ、教会も場合によっては自ら進んでこの役割を果たそうとしてきた。

「歴史の現実としては、国教会と自由教会とは併存し、国教会、あるいは準国教会的な国民教会が主要な形態として存在し、その傍らに複数の自由教会が存在するといった混合形態が見られた。」

(近藤勝彦
『キリスト教教義学 下』)



9. 自由教会： 自由に国家に相対することが可能なはず

「南原繁」は「国家的宗教を否定すると共に、宗教的、あるいは疑似宗教的な絶対主義国家の正当性を否定し、第二次世界大戦前夜と戦時において、天皇神格化による神聖国家を自称する日本において類いまれな抵抗の思想を表明した。」（近藤勝彦、同書）

10. 国民国家の有する強力な主権（内閣あるいは軍隊に集中した権力）を相対化する諸制度：

- ・ 憲法とそれに基づく立憲主義、民主主義原理、三権分立などの政治システム、そして自由な市場のメカニズム。
- ・ 自由教会は、この国家の権力の相対化に対して役割を担うことが期待された。

11. テリー・イーグルトン

「宗教的信念が、社会秩序に、そのありようを律する一連の基準を提供するという重荷から解放されることにでもなれば、そのおかげで、宗教的信念は、自身の真の目的が、こうした政治的目論見みに対する批判であることを自由に再発見するかもしれない。」「私たちの生活様式が、正しく思いやりのある共同体にふさわしいものとして生まれ変わるためには、この生活様式を、徹底して根源的に解体せねばならない、と。」（『文化と神の死』青土社、2021年、286頁）

四 むすび—国家を問う—

12. 国家（三権分立に即して言えば内閣・行政）への**過度の権力集中を避けること**、あるいは国家の動向をチェックすること。そのために必要なもの。これは、制度レベルの問題（法の問題）ではなく、制度の運用レベル（行政）の課題と言うべきかもしれない。

宗教はこのチェックについて一定の役割を果たしうるだろうか。

とくに、世界宗教は**国民国家を超えたネットワーク構築**に貢献しうる。

13. 国民国家の未来

- ・ **国民国家の相対化**は、国家の否定ではない（アーキズムをどう評価するか）。国民国家の崩壊が大量の難民を生むこと、国民国家の保護を失った国民の運命は悲惨である。国民の生命と財産の保護は、国民国家の重要な役割である、
- ・ 主権国家の主権は環境危機や感染症パンデミックへ国際的な対応を可能にするように調整を必要としていると思われる。

<参考文献>

1. 上智大学中世思想研究所編訳／監修 『キリスト教史 全11巻』 平凡社ライブラリー。
2. ピーター・ブラウン『古代末期の世界——ローマ帝国はなぜキリスト教化したか？』
刀水書房。
3. 松本宣郎『初期キリスト教の世界』 新教出版社。
4. ジャック・ル＝ゴフ『中世とは何か』 『ヨーロッパは中世に誕生したのか？』
藤原書店。
5. 池上俊一『儀礼と象徴の中世』 岩波書店。
6. 山内進『十字軍の思想』 ちくま新書、『「正しい戦争」という思想』 勁草書房。
7. 大澤真幸『ナショナリズムの由来』 講談社。
8. 塩川伸明『民族とネイション——ナショナリズムという難問』 岩波新書。
9. テリー・イーグルトン『文化と神の死』 青土社。
10. モルトマン『希望の倫理』 新教出版社。
11. 近藤勝彦『キリスト教倫理学』 『キリスト教弁証学』 『キリスト教教義学 上下』
教文館。
12. 『キリスト教文化事典』 丸善出版。